

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3028号から第3038号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の11件の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定及び非開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「令和2年度旭高第1371号「令和2年10月5日付開示請求に対する一部開示の決定について」」ほかの一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3028号から第3030号まで】

- (2) 「令和2年1月20日付、A横浜市旭区高齢・障害支援課長から請求者に送付された文書を「起案し、文書を経伺し、裁決した事の一連が分かる決裁文書写しの開示。」」ほかの非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3031号から第3038号まで】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3028 ～ 3030	答申別表に記載のとおり				個人	市長
3031 ～ 3038	答申別表に記載のとおり				個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3028 ～ 3030	「令和2年度旭高第1371号「令和2年10月5日付開示請求に対する一部開示の決定について」」ほか答申別表の「審査請求文書」欄に掲げる各文書(以下「本件審査請求文書」という。)	一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)による改正前のもの。以下「旧条例」という。)第7条第2項第2号に該	原処分妥当

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
		当 ・ 個人の氏名、住所及び個人印の印影 (個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人が識別されるため) ・ 投稿原文 (個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人が識別されるため。また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため)	
3031 ～ 3038	「令和2年1月20日付、A横浜市旭区高齢・障害支援課長から請求者に送付された文書を「起案し、文書を経伺し、裁決した事の一連が分かる決裁文書写しの開示。」」ほか答申別表の「審査請求文書」欄に掲げる各文書(以下「本件審査請求文書」という。)	非開示 旧条例第9条に基づき非開示 (当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、旧条例第7条第2項第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなり、存否を明らかにすることができない文書であるため)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3028 ～ 3030	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件審査請求文書は、令和2年10月23日付旭高第1371号及び第1372号の各一部開示決定並びに同年11月18日付旭高第1566号及び1567号の各一部開示決定に関する文書、具体的には上記各一部開示決定に関する開示請求書、一部開示決定通知書(案)、起案用紙及び広聴案件として処理された投稿の原文(以下「投稿原文」という。)である。</p> <p>イ 本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書の全部を開示するよう求めているため、当審査会ではその非開示事由該当性について判断する。</p> <p>《開示請求書、一部開示決定通知書(案)及び起案用紙のうち個人の氏名及び住所の旧条例第7条第2項第2号該当性》</p> <p>本件では、開示請求書、一部開示決定通知書(案)及び起案用紙のうち個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《投稿原文の旧条例第7条第2項第2号該当性及び旧条例第8条第2項による一部開示について》</p> <p>ア 実施機関は、投稿原文については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると主張するので、以下検討する。</p> <p>イ 当審査会で見分したところ、投稿原文には、個人の氏名、住所、個人印の印影及び特定年月における特定個人と旭区福祉保健センター高齢・障害支援課(以下「高齢・障害支援課」という。)との間での窓口対応の経過等が記載されている。</p>

答申 番号	判断の要旨
3028 ～ 3030	<p>このような記載がある投稿原文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、旧条例第7条第2項第2号本文前段に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>ウ 本件では、投稿原文のうち、「特定の個人を識別することができることとなる記述等」である個人の氏名及び住所を除いた部分は、特定年月における特定個人と高齢・障害支援課との間での窓口対応の経過等、特定個人の人格と密接に関連する情報であり、通常他人に知られたくない情報であることから、これを開示すると特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、旧条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。</p> <p>《審査請求人のその他の主張について》</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3031 ～ 3038	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《行政文書の作成に係る事務について》</p> <p>横浜市では、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）により、行政文書を管理している。同規則第6条では、事案についての最終的な意思の決定は、行政文書によって行うものとされており、通知、照会、回答等をするためには行政文書による決裁を要することとされている。また、横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第12条では、決裁を要する事案は起案文書を作成しなければならないとされている。</p> <p>《存否応答拒否について》</p> <p>存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該行政文書の存在又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び、②①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていること、の二つの要件を備えていることが必要であると解される。</p> <p>このように、存否応答拒否は、開示請求に対して当該行政文書の存在又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき情報を開示することとなることを回避するものである。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 本件各処分は、実施機関が、旧条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものなので、本件各処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。</p> <p>イ 存否応答拒否の要件①該当性</p> <p>各開示請求書の記載からすれば、審査請求人は、請求者という特定の者を名指しして、A旭区福祉保健センター高齢・障害支援課長（以下「A課長」という。）から請求者に送付された文書、請求者の開示請求に対する決定通知書及び請求者がA課長へ手交した文書を起案し、経伺し、決裁の過程が分かる文書及び決裁印が押印された文書を開示請求していると解される。</p> <p>そのため、開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在による非開示決定を行った場合、特定個人である請求者に対して文書を送付した事実、請求者の開示請求に対する決定がなされた事実及び請求者がA課長へ文書を手交した事実の有無が公になる。</p> <p>ウ 存否応答拒否の要件②該当性</p> <p>これらの事実は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、旧条例第7条第2項第2号本文前段に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該</p>

答申 番号	判断の要旨
3031 ～ 3038	<p>当しない。</p> <p>エ 審査請求人のその他の主張 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号から第6号まで省略）

（行政文書の一部開示）

第8条（第1項省略）

2 開示請求に係る行政文書に前条第2項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(行政文書の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)

附 則

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881